

## 選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書

2018年2月に内閣府が公表した世論調査では、夫婦同姓も夫婦別姓も選べる選択的夫婦別姓制度の導入に賛成・容認と答えた国民は66.9%となり、反対の29.3%を大きく上回った。特に多くの人が初婚を迎える30～39歳における賛成・容認の割合は84.4%にのぼる。

また同年3月20日の衆議院法務委員会において、夫婦同姓を義務づけている国は、世界で日本だけであることを法務省が答弁した。男女同権の理念に則り、2003年から日本政府に対して改善勧告を続けてきた国連女性差別撤廃委員会は、2016年3月の第7回及び第8回報告に対する最終見解において、改めて「女性が婚姻前の姓を保持できるよう夫婦の氏を選択に関する法規定を改正すること」を求めている。

1996年2月26日に法制審議会が民法改正を答申してから24年が経過したが、未だ選択的夫婦別姓制度を導入する法改正の見通しは立っていない。最高裁判所は2015年12月16日に、夫婦同姓規定を合憲とする一方、「選択肢が設けられていないことの不合理的」としては裁判で見出すことは困難とした上で、「国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならない」と、民法の見直しを国会に委ねた。しかし、国会に委ねられたものの、まったく議論が進まないために、2018年には選択的夫婦別姓を求める裁判が4件も提起されている。

平均初婚年齢が30歳前後の現代においては、婚姻前に個人名で信用・実績・資産を築く人が増えており、改姓によってこれまで築き上げたキャリアに分断が生じる例や、法的根拠のない旧姓の使用で不利益・混乱が生じる例は多く、それを避けるために結婚を諦める人、事実婚を選ばざるを得ない人が一定数いることは事実である。家族のあり方が多様化する今、最高裁判決の趣旨を踏まえて議論を進め、適切な法的選択肢を用意することは、国及び国会の責務であると考えます。

よって、志木市議会は国及び国会に対し、民法を改正し、選択的夫婦別姓制度を法制化することを求める。

令和2年12月16日  
埼玉県志木市議会

## 議会からのお知らせ

### 令和3年3月定例会 会期日程（案）

月 日	会議の内容
2月19日(金曜日)	開会
2月25日(木曜日)	総括質疑
2月26日(金曜日)	総括質疑
3月3日(水曜日)	常任委員会
3月4日(木曜日)	常任委員会
3月5日(金曜日)	常任委員会
3月10日(水曜日)	一般質問
3月11日(木曜日)	一般質問
3月12日(金曜日)	一般質問
3月17日(水曜日)	閉会

※原則、午前10時開会です。(議場は市民会館2階フロアを一部使用し、会議を行います。)

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、マスクの着用をお願いします。また、本会議や委員会の傍聴受付等に設置しております消毒液のご利用をお願いします。

※日程は予定であり、変更となる場合があります。

志木市議会では、大規模な災害が発生した場合に、議会として情報発信を積極的に行っていくために、市議会のSNSを開設しております。下のQRコードから皆様のフォローをお願いいたします。



志木市議会  
フェイスブック  
QRコード



志木市議会  
ツイッター  
QRコード

※志木市議会SNS（フェイスブック、ツイッター）は「志木市災害対策支援本部」を設置した際に使用するため、通常時は使用しません。  
また、それぞれのSNSに寄せられたコメント等については、返信や回答を行いませんのでご了承ください。

各定例会・臨時会や常任委員会での議案等の審議・審査内容は、市内の図書館や市公式ホームページ「志木市議会会議録検索システム」でご覧いただくことができます。

会議録検索システム▶  
QRコード

